

# 合併協議会だより

発行・編集 / 相模原・津久井地域合併協議会 〒229-0036 神奈川県相模原市富士見6-6-23 けやき会館3階 ☎042-769-8206 ホームページ <http://www.st-gappei.jp>

## 合併協議会のおおむね整う

### 第6回合併協議会を開催

新市の名称が「相模原市」に決定

9月21日(火)午後3時から、津久井町生涯学習センターにおいて、第6回相模原・津久井地域合併協議会が開催され、継続協議となっていた新市の名称のほか、議員の定数及び任期の取扱い、まちづくりの将来ビジョン(素案)について、12項目の協議事項について協議が行われました。

新市の名称は「相模原市」と決定され、その他の協議についても、まちづくりの将来ビジョン(素案)の一

部として協議された財政シミュレーションについて再度幹事会で検討することとなったほかは、提案された内容で決定されました。

これ、第6回協議会までに行う予定であった協議は、おおむね整いました。

なお、まちづくりの将来ビジョン(素案)については、パブリックコメントを実施し、住民の皆様にご意見をいただいております。

皆様のご意見を踏まえて、11月18日開催予定の第7回協議会において、まちづくりの将来ビジョンについて協議を行う予定です。

## これまでに協議され決定された事項

合併の方式	土地利用の取扱い
合併の期日	上下水道事業の取扱い
新市の名称	地方税の取扱い
新市の事務所の位置	国民健康保険事業の取扱い
議会議員の定数及び任期の取扱い	介護保険事業の取扱い
農業委員会委員の定数及び任期の取扱い	保健衛生事業の取扱い
特別職の身分の取扱い	使用料、手数料の取扱い
一般職の職員の身分の取扱い	補助金、交付金等の取扱い
財産の取扱い(財産区含む)	一部事務組合等の取扱い
条例、規則等の取扱い	清掃事業の取扱い
事務組織及び機構の取扱い	消防業務及び消防団の取扱い
行政連絡機構の取扱い	防災事業の取扱い
慣行の取扱い	都市内分権と地域自治区等の設置
公共的団体等の取扱い	まちづくりの将来ビジョン(素案)
町名・字名の取扱い	

## 第6回相模原・津久井地域合併協議会の結果報告

### 協議第4号

#### (継続協議)

新市の名称について、継続協議となっていた新市の名称について、「相模原市」と決定されました。

主な意見・質疑応答

城山町委員 公募意見を尊重しつつも、「相模原市」で同意する。

相模原市委員 公募では、何故いけないのか。

小川会長 公募という意見が多ければその方向になると思う。市長の立場からすると、市の名称を変更するには、議会や市民の意見を聴かないといけないので、賛成しかねる。

相模原市委員 名称変更することは、相模原市民として理解できるものではない。合併協議会では「相模原市」とし、今後、市民から意見が出たときに改めて考えるべきである。

津久井町委員 相模原市民の心情や相模原市の立場を尊重し、「相模原市」が良い。新市の名称について今回決定することになったので、採決を取っていただきたい。

牛山アドバイザー 編入合併が決めた以上、制度上、津久井郡3町の法人格が消滅し、相模原市の法人格が継続することとなるので、新市の名称の変更は法人格の存続する相模原市議会の議決によらねばならない。したがって、現行であれ、新市

が生まれてからであれば、相模原市議会が名称を変更する手続きとなる。さらに、3町の方は編入合併とはいっても、それぞれ地域自治区が設置される名称が残るが、相模原の名前だけが消滅するというのでは問題を生じさせる可能性がある。新市にふさわしい名称変更を検討するのであれば、地域自治区の今後も含め、新市誕生後に、将来を見据えた議論を全市民、新市議会で行い、考えていくべきか。

### 協議第13号

#### (継続協議)

慣行の取扱いについて、継続協議となっていた慣行の取扱いについては、次のとおり提案され、原案どおり決定されました。

- 1 市章は、相模原市のものに統合するものとする。
- 2 市の花、木、鳥及び色は、相模原市のものに統合するものとする。ただし、合併により改定の必要があるものについては、新市において検討するものとする。
- 3 市民憲章、市民憲章以外の憲章及び宣言並びに市の歌は、相模原市のものに統合するものとする。ただし、合併により文言が新市の実情にそぐわなくなるものなどについては、新市において新たな制定、修正等を検討するものとする。

## 相模原・津久井地域合併協議会シンポジウム

10月16日(土)

開場午後6:30 開会午後7:00~閉会午後9:30  
相模原南市民ホール 350人  
(相模原市相模大野5-31-1 市南合同庁舎内)

10月20日(水)

開場午後6:30 開会午後7:00~閉会午後9:30  
社のホールはしもと 490人  
(相模原市橋本3-28-1 ミウイ橋本7・8F)

10月23日(土)

開場午後6:30 開会午後7:00~閉会午後9:30  
神奈川県立相模湖交流センター 400人  
(相模湖町与瀬259-1)

申込方法: はがきか電話、ファックス、Eメールで、合併協議会事務局へ申し込み(申込順)。  
申込先は、8面の「お問い合わせ先」を参照してください。  
住所、氏名、電話番号、参加希望日及び会場名を明記してください。  
2歳以上未就学児の保育あり 定員10人(申込順)、手話通訳、要約筆記あり

## 「まちづくりの将来ビジョン(素案)」についてのご意見をお寄せください

1市3町が合併した場合に考えられる新市の将来像を示す、「まちづくりの将来ビジョン(素案)」がまとまりましたので、皆様のご意見を募集します。この素案の第1章から第3章を6・7面に掲載してあるほか、下記でも配布しています。なお、相模原・津久井地域合併協議会のホームページでもご覧いただけます。

- 配布場所 <相模原市> 相模原・津久井地域合併協議会事務局(広域行政推進課)、行政資料コーナー、各出張所・公民館
- <城山町> まちづくり課(旧合併推進室)、情報コーナー、公民館図書室、保健福祉センター
- <津久井町> 合併対策室、町政情報コーナー、串川支所、鳥屋支所、青野原支所、青根支所、生涯学習センター、文化福祉会館、串川ひがし会館
- <相模湖町> 合併推進課、桂北公民館、千木良公民館、さがみ湖リフレッシュセンター、相模湖交流センター

募集期間 11月1日(月)まで(必着)  
意見提出方法 住所、氏名、電話番号を明記の上、直接持参か郵送、ファックス、Eメール([kouiki-14@city.sagamihara.kanagawa.jp](mailto:kouiki-14@city.sagamihara.kanagawa.jp))で相模原・津久井地域合併協議会事務局へ  
提出先は、8面の「お問い合わせ先」を参照してください。

目次

相模原・津久井地域合併協議会結果 . . . . . 3

議員の定数等に関する検討委員会結果 . . . . . 4

新市の各種サービスや制度、住民負担はこのようになります . . . . . 6

まちづくりの将来ビジョン(素案) . . . . . 7

合併したら財政はどうなるの? . . . . . 8